

カンボジアの弁護士事情

岩手弁護士会会員

神木 篤 ● Kamiki, Atsushi

みなさんは、カンボジアという国をご存じでしょうか。最近クメールルージュ法廷の関係で日本のニュースにも取り上げられることが多くなってきましたが、まだまだカンボジアがどこにあるどんな国かをご存じない方が大多数ではないかと思います。

カンボジアは、タイ・ラオス・ベトナムに囲まれた日本の半分ほどの面積の国で、人口は約1400万人弱の国です。この国に対して、日弁連はJICAと協力し2001年からセミナーを行うなどの協力をしており、現在はカンボジア民法・民事訴訟法を普及する継続教育セミナーや日本の司法研修所にあたる弁護士養成校を支援することを内容としているカンボジア弁護士会支援プロジェクトを行っています。

わたしはカンボジアと縁があり、2000年6月から児童保護を目的とするカンボジア弁護士会とユニセフの共同プロジェクトで半年間アドバイザーとしてかわり、また2005年1月からは3年間カンボジア司法省、去年の5月からはカンボジア弁護士会プロジェクトと、これまでカンボジア法整備支援活動にかかわっており、カンボジアとのかかわりは既に5年以上になりました。

日弁連がカンボジア弁護士会支援をするようになった理由は、カンボジアの近代における不幸な過去にあります。1975年から4年に及んだポルポト政権の知識階級粛正の影響でポルポト政権直後にはカンボジアには弁護士は10人弱しか残っていなかったといわれ、その後も長い間弁護士が不足する状態が続いて

おり、弁護士の養成が急務でした。そのような中で、カンボジア弁護士会が日弁連に支援を要請しこれに応える形で日弁連が支援を開始したのです。

日弁連・JICAの弁護士養成校に対する支援もあり、弁護士の人数は2002年当時の250名から現在700名以上とこの数年で飛躍的に増加しました。

ただ、この弁護士の数の増大がそのままカンボジア社会の法の支配の充実に役立つかといえ、残念ながらそうとは言えなそうです。なぜならばカンボジアには法の支配を妨げる様々な障害があるからです。

その一つが法律の不備です。ポルポト政権が法律をすべて廃止したため、カンボジア社会は法律を一から再度作り直すが必要になりました。実は民法・民事訴訟法のような基本的な法律もつい最近成立したばかりで、民法に至ってはまだ適用がなされていません。これらの法律がカンボジア社会に受け入れられ利用されるためにはまず法律の専門家である彼らが率先してこれらの法律を理解しなければなりません。しかしながら、いまなおカンボジア弁護士にとってもこれらの法律は目新しいものであり、内容を十分に理解できていないというのが正直なところです。これらの法律を十分に理解している人はほとんどいないため、彼らは自分で本を読み理解を深めるしかないのですが、実はこれらの法律を理解するための教科書や参考書、コンメンタールなどが揃っていないのです。そこでカンボジアの弁護士たちは、手探り状態でこれらの新しい法律を理解していかななくてはなりません。

次に、彼らには、実際に自分でこの法律を用い、また裁判所にもその法律を適用させて

いくという努力が必要になります。ところがここにも困難が立ちふさがっています。というのはカンボジアは、汚職・腐敗防止を目的とする国際NGOの調査によると、ミャンマーに次ぎ、アジアで2番目に汚職の蔓延している国とされており、その腐敗は、裁判所にも及んでいるといわれ、裁判は正しいものが勝つというよりも、裁判官に影響力があるものが勝つとされているからです。このように自ら汚職をしないだけでは充分ではなく、他者の汚職に対しても立ち向かわなければ法の支配が貫徹されないのです。

このように、現在彼らは、汚職の点は別として、明治時代に私たちの先達が直面したであろう様々な障害に今立ち向かっているとも考えられるかもしれません。

またこれと同時に、彼らには、弁護士急速な増大という、現に私たちが今直面している問題にもやはり同様に直面しています。前述のように、近年弁護士の人数は急激に増加していますが、この急激な人数の拡大は、特に新人の弁護士の就職環境にも影響を及ぼしており、新人弁護士の中には大手の法律事務所に籍を置いているものの給料が支給されないいわゆる軒弁が多くなっています。

また、カンボジアでも弁護士の偏在は大きな問題となっています。カンボジアの弁護士のうちの90パーセント以上はプノンペンに集中しており、プノンペンとその他の2～3の州を除くとほとんど弁護士はおらず弁護士過疎地域は多いのですが、一人あたりの国民所得が日本の70分の1程度であり、最貧国に位置づけられるカンボジアでは、プノンペンといくつかの都市を除くと、一日1ドル以下で生活している住民が多いなど地方都市で弁護士をしていくのは

日本よりも困難に思えます。

このように、カンボジアの弁護士は日本の弁護士が長い間をかけて克服し、また克服しようと努力している様々な困難・問題にすべて同時に直面しているのです。

このような中でも、多くのカンボジアの弁護士たちは、月に300ドル程度のきわめて少ない報酬で、NGOに所属しもっぱら人権活動を行うNGOロイヤーとして活動しています。このような弁護士たちがカンボジアの人権状況の改善に果たしている役割は決して少なくありません。

日弁連は、JICAのカンボジア弁護士会支援プロジェクトに協力し、将来のカンボジア弁護士会の中核となるような優秀かつ清廉な弁護士をできるだけ多く養成するべく活動しており、2010年1月には、NGOで働く若手の優秀な弁護士数名をカンボジアから日本に招き研修を行い、弁護士倫理に関する研修や日本の人権弾圧事件に対して弁護士がどのように立ち向かったかの経験を紹介したほか、弁護士の偏在について解決する方策を検討するために日本のひまわり基金公設事務所を見学しました。彼らは、日弁連が会員からの出資をもとにひまわり基金を作り、弁護士過疎地域に弁護士を送り、わずか10年あまりで弁護士ゼロ地域を解消したこと、また日本の弁護士が政治的な弾圧に抗して人権保障を確保してきたことに大きな感銘を受けたようです。またカンボジアの現在の人権状況と戦前戦後の日本の状況との類似点を見だし、人権救済活動のための新たな勇気を得たようでもありました。このようなJICA・日弁連の協力の下、近い将来にきっとカンボジアの人権状況がさらに改善されると期待しています。